

# 中華人民共和国安全生産法

(2018年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ) 北京事務所

本資料は、北京市大地法律事務所のご厚意により、ジェトロが同事務所から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳であり、原文は中国人民代表大会のウェブサイト ([http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-11/13/content\\_1892156.htm](http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-11/13/content_1892156.htm)) でご覧いただけます。

# 中華人民共和國安全生産法

(2002年6月29日第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議にて可決、2009年8月27日第11期全国人民代表大会常務委員会第10回会議『一部法律の改訂についての決定』により第1次修正、2014年8月31日第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議『「中華人民共和國安全生産法」の改訂に関する決定』により第2次修正)

## 目次

第一章 総則.....	1
第二章 生産経営事業者の安全生産保障.....	4
第三章 従業員の安全生産権利および義務.....	10
第四章 安全生産の監督管理.....	12
第五章 生産安全事故の緊急対応救援および調査処理.....	15
第六章 法律責任.....	17
第七章 付則.....	24

## 第一章 総則

第1条 安全生産業務を強化し、事故を防止・減少させ、人々の生命および財産の安全を保障し、なおかつ経済社会の持続的で健全な発展を促進するため、本法律を制定する。

第2条 中華人民共和國領域内において生産経営活動に従事する事業者（以下「生産経営事業者」と総称する。）の安全生産には、本法律を適用する。消防安全、道路交通安全、鉄道交通安全、水上交通安全、民間航空安全、核および放射線安全ならびに特殊設備安全に関連する法律または行政法規に別途定めのある場合には、当該規定を適用する。

第3条 安全生産業務は、人民本位で、安全に発展し、安全を第一とし、予防を主とし、総合的な整備を行う方針を堅持し、生産経営事業者の責任を強化し、十分に実施し、生産経営事業者が職責を負い、従業員が参与し、政府が監督管理を行い、業界が自主規制し、社会全体で監督する体制を確立する。

第4条 生産経営事業者は、本法律またはその他の安全生産に関する法律および法規を必ず遵守し、安全生産管理を強化し、安全生産責任制度および安全生産規則制度を確立して整備し、安全生産条件を改善し、安全生産の標準化整備を推し進め、安全生産の水準を高め、安全生産を確保しなければならない。

第5条 生産経営事業者の主要責任者は、当該事業者の安全生産業務について全面的に責任を負う。

第6条 生産経営事業者の従業員は、法により安全生産の保障を取得する権利を有し、なおかつ、法により安全生産分野の義務を履行しなければならない。

第7条 労働組合は、法により安全生産業務について監督を行う。  
生産経営事業者の労働組合は、法により従業員が当該事業者の安全生産業務の民主的管理および民主的監督に参加するよう手配し、従業員の安全生産分野における合法的な権益を維持・保護する。生産経営事業者が安全生産に関する規則制度を制定または改定する時は、労働組合の意見を聴取しなければならない。

第8条 国務院および県級以上の地方各級人民政府は、国民経済および社会発展に基づいて安全生産計画を制定し、組織して実施しなければならない。安全生産計画は都市および農村計画とリンクされなければならない。

国務院および県級以上の地方各級人民政府は、安全生産業務に対する指導を強化し、各関連機関が法により安全生産監督管理職責を履行するよう支持し、督促し、安全生産業務の協調体制を確立して整備し、安全生産監督管理における重大な問題について遅滞なく協調し解決しなければならない。

郷および鎮の人民政府ならびに街道役所および開発区管理機関等の地方人民政府の派出機関は、職責に従って、当該行政区域内の生産経営事業者の安全生産状況について監督・検査を強化し、上級人民政府の関連機関の法による安全生産監督管理の職責の履行に協力しなければならない。

第9条 国務院の安全生産監督管理機関は、本法律により、全国の安全生産業務について総合的な監督管理を実施する。県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理機関は、本法律により、当該行政区域内の安全生産業務について総合的な監督管理を実施する。

国務院の関連機関は、本法律、その他の関連する法律および行政法規の規定により、各自の職権の範囲内で関連する業界および分野の安全生産業務について監督管理を実施する。県級以上の地方各級人民政府の関連機関は、本法律、その他の関連する法律

および法規の規定により、各自の職権の範囲内で関連する業界および分野の安全生産業務について監督管理を実施する。

安全生産監督管理機関と関連する業界および分野の安全生産業務について監督管理を実施する機関は、安全生産監督管理の職責を負う機関と総称する。

第 10 条 國務院の関連機関は、安全生産の保障にかかる要請に従い、法により遅滞なく関連する国家基準または業種基準を制定し、なおかつ、科学技術の進歩および経済の発展に基づき適時に修正しなければならない。

生産経営事業者は、法により制定された安全生産の保障にかかる国家基準または業種基準を必ず執行しなければならない。

第 11 条 各級人民政府およびその関連機関は、多種の形式を採用し、安全生産に関する法律、法規および安全生産知識に対する宣伝を強化し、社会全体の安全生産意識を強化しなければならない。

第 12 条 関連協会組織は、法律、行政法規および定款に従って、生産経営事業者のために安全生産分野の情報および養成訓練等のサービスを提供し、自主規制の役割を發揮し、生産経営事業者による安全生産管理の強化を促進する。

第 13 条 法に基づいて設立された安全生産のための技術・管理サービスを提供する機関は、法律、行政法規および業務執行準則により、生産経営事業者の委託を受け、当該事業者の安全生産業務のため技術・管理サービスを提供する。

生産経営事業者が、前項に規定する機関に委託して安全生産技術および管理サービスの提供を受ける場合、安全生産の保証責任は依然として当該事業者が負担するものとする。

第 14 条 国は、生産安全事故責任追及制度を実行し、本法律ならびに関連する法律および法規の規定により、事故の責任者の法律責任を追及する。

第 15 条 国は、安全生産の科学技術研究および安全生産の先進技術の使用普及を奨励、支持し、安全生産水準を高める。

第 16 条 国は、安全生産条件の改善、事故防止および危険緊急救護への参加等の分野において、顕著な成績を収めた事業者および個人に対し報奨を与える。

## 第二章 生産経営事業者の安全生産保障

第 17 条 生産経営事業者は、本法律ならびに関連する法律、行政法規および国家基準または業種基準所定の安全生産条件を具備しなければならない。安全生産条件を具備しない場合には、生産経営活動に従事してはならない。

第 18 条 生産経営事業者の主要責任者は、当該事業者の安全生産業務について次の各号に掲げる職責を負う。

- (1)当該事業者の安全生産責任制度を確立して整備する。
- (2)当該事業者の安全生産規則制度および操作規程の制定を手配する。
- (3)当該事業者の安全生産教育および養成訓練計画を制定・実施する。
- (4)当該事業者の安全生産投入の有効な実施を保証する。
- (5)当該事業者の安全生産業務を督促、検査し、遅滞なく事故の潜在的発生要因を除去する。
- (6)当該事業者の生産安全事故緊急対応プランの制定および実施を手配する。
- (7)事故を遅滞なく、なおかつ、事実どおりに報告する。

第 19 条 生産経営事業者の安全生産責任制度は、各職場の責任者、責任の範囲および審査基準等の内容を明確にしなければならない。

生産経営事業者は、それに相応する体制を確立し、安全生産責任制度の実施状況について監督・審査を強化し、安全生産責任制度の十分な実施を保障しなければならない。

第 20 条 生産経営事業者が具備すべき安全生産条件に必要な資金の投入については、生産経営事業者の意思決定機関もしくは主要責任者または個人経営の投資家が保証し、なおかつ、安全生産に必要な資金の投入の不足により齎される結果について責任を引き受ける。

関連する生産経営事業者は、規定に従って安全生産費用を引き立て、使用し、専ら安全生産条件の改善のために用いなければならない。安全生産費用は事実に基づき生産コストに計上する。安全生産費用の引き立て、使用および監督管理の具体的方法は、国務院の財政機関が国務院の安全生産監督管理機関と共同で国務院の関連機関の意見を聴取した後に制定する。

第 21 条 鉱山、金属精錬、建築施工、道路運輸事業者ならびに危険物の生産、経営および貯蔵事業者は、安全生産管理機関を設置するか、専任安全生産管理人員を配備しなければならない。

前項所定以外のその他の生産経営事業者で、従業員が 100 人を超える場合は、安全

生産管理機関を設置するか、専任安全生産管理人員を配備しなければならない。従業員が 100 人以下である場合は、専任または兼任の安全生産管理人員を配備しなければならない。

第 22 条 生産経営事業者安全生産管理機関および安全生産管理人員は、以下の職責を履行する。

- (1)当該事業者の安全生産規則制度、操作規則および生産安全事故緊急対応救援プランの制定を組織または参与する。
- (2)当該事業者の安全生産教育および養成訓練を組織または参与し、その状況を事実どおりに記録する。
- (3)当該事業者の重大な危険源の安全管理措置の実施を促す。
- (4)当該事業者の緊急対応救援の訓練を組織または参与する。
- (5)当該事業者の安全生産状況を検査し、生産安全事故の欠陥を遅滞なく嚴重に検査し、安全生産管理を改善する提案を行う。
- (6)規則違反の指揮、危険の伴う作業の強制・命令および操作規則に違反する行為の制止および是正を行う。
- (7)当該事業者の安全生産の整備・是正措置の実施を促す。

第 23 条 生産経営事業者の安全生産管理機関および安全生産管理人員は、その役割を務めとおし、法により職責を履行しなければならない。

生産経営事業者が制作した安全生産にかかわる経営方策は、安全生産管理機関および安全生産管理人員の意見を聴取しなければならない。

生産経営事業者は、安全生産管理人員が法により職責を履行したことを理由としてその報酬および福利厚生等の待遇を引き下げ、または、安全生産管理人員と締結した労働契約を解除してはならない。

危険物の生産および貯蔵事業者ならびに鉱山および金属精錬事業者の安全生産管理人員の任免は、これを所管する安全生産監督管理の職責を負う機関に告知しなければならない。

第 24 条 生産経営事業者の主要責任者および安全生産管理人員は、必ず当該事業者の従事する生産経営活動に相応する安全生産知識および管理能力を具備しなければならない。

危険物の生産、経営および貯蔵事業者ならびに鉱山、金属精錬、建築施工および道路運輸事業者の主要責任者および安全生産管理人員は、所管の安全生産監督管理の職責を負う機関がそれらの安全生産知識および管理能力について審査し、合格しなければならない。審査については、費用を徴収してはならない。

危険物の生産、経営および貯蔵事業者ならびに鉱山、金属精錬事業者は、登録安全技術師が安全生産管理業務に従事しなければならない。その他の生産経営事業者が登録安全技術師を雇用し安全生産管理業務に従事させることを奨励する。登録安全技術師は専門分類に従い管理し、その具体的な方法は、國務院の人力資源および社会保障機関、國務院の安全生産監督管理機関が國務院の関連機関と共同でこれを制定する。

第 25 条 生産経営事業者は、従業員について安全生産教育および養成訓練をし、従業員が必要な安全生産知識を具備し、関連する安全生産規則制度および安全操作規程を熟知し、当該職位の安全操作技能を習得し、緊急対応処置措置を理解し、安全生産分野における自己の権利および義務を知るよう保証しなければならない。安全生産教育および養成訓練に合格していない従業員は、職位に就いて作業してはならない。

生産経営単位が派遣労働者を使用するときは、派遣労働者を当該事業者の従業員に対する統一管理に組み込み、派遣労働者に対して、職場の安全操作規則および安全操作技能の教育および養成訓練を行わなければならない。労務派遣事業者は、派遣労働者に対して必要な安全生産教育および養成訓練を行わなければならない。

生産経営事業者が中等職業学校、高等学校の学生インターンを受け入れるときは、インターンに対して相応の安全生産教育および養成訓練を行い、必要な労働防護用品を提供しなければならない。学校は生産経営事業者のインターンへの安全生産教育および養成訓練に協力しなければならない。

生産経営事業者は、安全生産教育および養成訓練の記録制度を確立し、安全生産教育および養成訓練の時間、内容、参加人数および審査結果等の状況を事実どおりに記録しなければならない。

第 26 条 生産経営事業者は、新工程、新技術もしくは新材料を採用するか、または新設備を使用する場合には、必ずその安全技術面での特性を理解・習得し、有効な安全防護措置を講じ、なおかつ、従業員に専門的安全生産教育および養成訓練をしなければならない。

第 27 条 生産経営事業者の特殊作業員は、国の関連規定に従い、専門の安全作業養成訓練を経て、相応の資格を取得した場合に限り、職位に就いて作業することができる。特殊作業員の範囲は、國務院の安全生産監督管理機関が國務院の関連機関と合同で確定する。

第 28 条 生産経営事業者の新規建設、改造建設および拡大建設工事プロジェクト（以下「建設プロジェクト」と総称する。）の安全施設については、必ず主体工事と同時に設計、施工、生産および使用を開始しなければならない。安全施設投資は、これらを

建設プロジェクト予算に組み入れなければならない。

第 29 条 鉱山および金属精錬建設プロジェクトおよび危険物の生産、貯蔵または積み下ろしに用いる建設プロジェクトについては、それぞれ国の関連規定に従い安全評価をしなければならない。

第 30 条 建設プロジェクトの安全施設の設計者および設計事業者は、安全施設の設計について責任を負わなければならない。

鉱山および金属精錬建設プロジェクトおよび危険物の生産、貯蔵または積み下ろしに用いる建設プロジェクトの安全施設の設計については、国の関連規定に従い関連機関に報告し審査を経なければならない。審査機関およびその審査に責任を負う人員は、審査結果について責任を負う。

第 31 条 鉱山および金属精錬建設プロジェクトおよび危険物の生産、貯蔵または積み下ろしに用いる建設プロジェクトの施工事業者は、必ず認可された安全施設設計に従い施工し、なおかつ、安全施設の工物品質について責任を負わなければならない。

鉱山および金属精錬建設プロジェクト、および危険物の生産または貯蔵に用いる建設プロジェクトが竣工し生産または使用開始する前には、建設事業者により安全施設に対する検収が組織されなければならない。検収し合格した場合に限り、生産および使用を開始することができる。安全生産監督管理機関は、建設事業者の検収活動および検収結果について監督・審査を強化しなければならない。

第 32 条 生産経営事業者は、比較的大きな危険要素のある生産経営場所および関連する施設または設備上に、目立つ安全警告表示標識を設置しなければならない。

第 33 条 安全設備の設計、製造、設置、使用、検査測定、メンテナンス、改造および廃棄は、国家基準または業種基準に適合しなければならない。

生産経営事業者は、必ず安全設備について日常的にメンテナンスおよび整備をし、なおかつ、定期的に検査測定し、正常な運転を保証しなければならない。メンテナンス、整備および検査測定については、適切に記録作成し、なおかつ、関連人員が署名しなければならない。

第 34 条 生産経営事業者の使用する危険物の容器、および運送手段ならびに生命の安全にかかわる危険性が、比較的高い海洋上での石油採掘の特殊設備、およびに鉱山坑道設備については、国の関連規定に従い、専門業務生産事業者が生産し、なおかつ、専門業務資格を有する検査測定・検査機関の検査測定・検査を経て合格し、安全使用証また

は安全標識を取得した場合に限り、使用を開始することができる。検査測定・検査機関は、検査測定・検査結果について責任を負う。

第 35 条 国は、生産安全に重大な危害を及ぼす工程および設備について廃棄制度を  
実行し、具体的なリストは、国务院の安全生産監督管理機関が国务院の関連機関と共同  
でこれを制定し公布する。リストの制定について、法律および行政法規に別途定め  
あるときは、その規定を適用する。

省、自治区および直轄市の人民政府は、当該地区の実際の状況に基づき具体的なリス  
トを制定し公布し、前項に規定されていない生産安全に危害を及ぼす工程、および設備  
を廃棄する。

生産経営事業者は、廃棄すべき生産安全に危害を及ぼす工程、および設備を使用し  
てはならない。

第 36 条 危険物を生産、経営、運送、貯蔵もしくは使用するか、廃棄危険物を処分す  
る場合には、関連主管機関が関連する法律、および法規の規定ならびに国家基準または  
業種基準により審査認可し、なおかつ、監督管理を実施する。

生産経営事業者は、危険物を生産、経営、運送、貯蔵もしくは使用するか、廃棄危険  
物を処分する場合には、必ず関連する法律および法規ならびに国家基準または業種基準  
を執行し、専門的安全管理制度を確立し、信頼可能な安全措置を講じ、関連主管機関が  
法により実施する監督管理を受けなければならない。

第 37 条 生産経営事業者は、重大危険源について登記してファイルを作成し、定期的  
に検査測定、評価およびモニタリングをし、なおかつ、緊急対応プランを制定し、従業  
員および関連人員に、緊急状況下で講ずべき緊急対応措置を告知しなければならない。

生産経営事業者は、国の関連規定に従い当該事業者の重大危険源、ならびに関連する  
安全措置および緊急対応措置を、関連する地方人民政府の安全生産監督管理機関および  
関連機関に届け出なければならない。

第 38 条 生産経営事業者は、生産安全事故の潜在的発生要因の検査・処置制度を確立  
し整備し、技術および管理上の措置を講じ、事故の潜在的発生要因を遅滞なく発見し  
排除しなければならない。事故の潜在的発生要因の検査・処置の状況は、事実どおりに  
記録し、従業員に通報しなければならない。

県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理の職責を負う機関は、重大な事故の  
潜在的発生要因処置にかかる督促実行制度を確立し整備し、生産経営事業者が重大な  
事故の潜在的発生要因の排除を督促しなければならない。

第 39 条 危険物を生産、経営、貯蔵、使用する工場現場、商店および倉庫は、従業員宿舎と同一の建築物内にあつてはならず、なおかつ、従業員宿舎と安全な距離を保持しなければならない。

生産経営場所および従業員宿舎には、緊急避難要求に適した目立つ標識、円滑な通行を確保する出口を設けなければならない。生産経営場所または従業員施設の出口の閉鎖または遮断は禁止されている。

第 40 条 生産経営事業者は、爆破、吊り上げ・組み立て、または国務院の安全生産監督管理機関が国務院の関連機関と共同で規定するその他の危険作業をする場合には、専門人員が現場安全管理をするよう手配し、操作規程の遵守および安全措置の確認を確保しなければならない。

第 41 条 生産経営事業者は、従業員が当該事業者の安全生産規則制度、および安全操作規程を厳格に執行するよう教育および督促し、なおかつ、従業員に対し作業場所および業務職位に存在する危険要素、防御措置および事故緊急対応措置を、事実どおりに告知しなければならない。

第 42 条 生産経営事業者は、必ず従業員のため国家基準または業種基準に適合する労働防護用品を提供し、なおかつ、従業員が使用規則に従い着用、または使用するよう監督し、教育しなければならない。

第 43 条 生産経営事業者の安全生産管理人員は、当該事業者の生産経営の特徴に基づき、安全生産状況について日常的に検査しなければならない。検査において発見された安全問題については、直ちに処理しなければならない。処理ができない場合には、遅滞なく当該事業者の関連責任者に報告しなければならない。関連責任者は、遅滞なく処理しなければならない。検査および処理状況については、事実どおりに記録して保存しなければならない。

生産経営事業者の安全生産監督管理人員が、検査中に重大な事故の潜在的発生要因を発見し、前項の規定に従い当該事業者の関連責任者に報告したにも関わらず、関連責任者が遅滞なく処理しないときは、安全生産管理人員は所管の安全生産監督管理の職責を負う機関に報告し、報告を受けた機関は、法により遅滞なく処理しなければならない。

第 44 条 生産経営事業者は、労働防護用品の配備および安全生産養成訓練の実施に用いる経費を手配しなければならない。

第 45 条 二つ以上の生産経営事業者は、同一作業区域内において生産経営活動をし、相手方の生産安全に危害を及ぼす恐れのある場合には、安全生産管理合意を締結し、各自の安全生産管理職責および講ずるべき安全措置を明確化し、なおかつ、専任安全生産管理人員を指定し、安全検査および調整をしなければならない。

第 46 条 生産経営事業者は、生産経営プロジェクト、場所または設備を安全生産条件またはそれに相応する資格を具備していない事業者、または個人に発注、もしくは賃貸してはならない。

生産経営プロジェクトまたは場所を、ほかの事業者が発注または賃貸している場合には、生産経営事業者は、請負事業者または賃借事業者と専門的安全生産管理合意を締結、あるいは請負契約、賃貸契約において各自の安全生産管理職責を約定しなければならない。生産経営事業者は、請負事業者または賃借事業者の安全生産業務について、統一して調整・管理し、安全検査を定期的に行い、安全問題を発見した場合には、遅滞なく整備・是正を督促しなければならない。

第 47 条 生産経営事業者が生産安全事故が生じた場合には、事業者の主要責任者は、直ちに緊急救援を手配しなければならない、なおかつ、事故の調査処理期間において無断で職位を離脱してはならない。

第 48 条 生産経営事業者は、必ず法により労働災害保険に加入し、従業員のため保険料を納付しなければならない。

国は、生産経営事業者が安全生産責任保険に加入することを奨励する。

### 第三章 従業員の安全生産権利および義務

第 49 条 生産経営事業者が従業員と締結する労働契約には、従業員の労働安全の保障および職業危害防止に関する事項、ならびに法により従業員のため労働災害保険の手続きに関する事項を明記しなければならない。

生産経営事業者は、形式のいかんを問わず、従業員と合意を締結し、従業員の事故による障害・死亡に対し、当該事業者が法により負うべき責任を免除、または軽減してはならない。

第 50 条 生産経営事業者の従業員は、その作業場所および業務職位に存在する危険要素、防御措置および事故緊急対応措置を知る権利を有し、なおかつ、当該事業者の安全

生産業務に対し意見を提議する権利を有する。

第 51 条 従業員は、当該事業者の安全生産業務に存在する問題について批判、摘発および告訴を提起する権利を有し、なおかつ、規則違反の指揮および危険を冒す作業の強要を拒絶する権利を有する。

生産経営事業者は、従業員が当該事業者の安全生産業務に対し批判、摘発もしくは告訴の提起、または規則違反の指揮もしくは危険を冒す作業の強要を拒絶したことにより、賃金および福利等の待遇を低下したり、当該人員と締結した労働契約を解除してはならない。

第 52 条 従業員は、人身の安全に直接危害の及ぶ緊急状況を発見した場合には、作業を停止、または可能な緊急対応措置を講じた後に作業場所から撤退する権利を有する。

生産経営事業者は、従業員が前項の緊急状況下で作業を停止、または緊急撤退措置を講じたことにより、賃金および福利等の待遇を低下、または当該人員と締結した労働契約を解除してはならない。

第 53 条 事故により損害を受けた従業員は、法により労働災害保険の給付を受けるほか、関連する民事法律により賠償を取得する権利を有する場合には、当該事業者に対し賠償請求を行う権利を有する。

第 54 条 従業員は、作業過程において、当該事業者の安全な生産にかかる規則制度および操作規程を厳格に遵守し、管理に従い、労働防護用品を正しく着用、および使用しなければならない。

第 55 条 従業員は、安全生産教育および養成訓練を受け、当該職位業務に必要な安全生産知識を把握し、安全生産技能を高め、事故の予防および緊急対応処理能力を強化しなければならない。

第 56 条 従業員は、事故の潜在的発生要因またはその他の危険要素を発見した場合には、ただちに現場安全生産管理人員または当該事業者の責任者に対し報告しなければならない。報告を受領した人員は、遅滞なくこれを処理しなければならない。

第 57 条 労働組合は、建設プロジェクトの安全施設と主体工事との同時設計、同時施工および生産・使用への同時開始について監督をし、意見を提議する権利を有する。労働組合は、生産経営事業者が安全生産の法律または法規に違反し、従業員の合法的な権益を侵害する行為について、改善するよう要求する権利を有する。生産経営事業者の

規則違反の指揮もしくは危険を冒す作業の強要を発見するか、事故の潜在的発生要因を発見した場合には、解決のための意見を提議する権利を有する。生産経営事業者は、遅滞なく検討し回答しなければならない。従業員生命の安全に危害を及ぼす状況が発見した場合には、生産経営事業者に対し従業員が危険場所を撤退する手配を提案する権利を有する。生産経営事業者は、ただちに処理をしなければならない。

労働組合は、法により事故調査に参加し、関連機関に対し処理意見を提議し、なおかつ、関係者の責任の追及を要求する権利を有する。

第58条 生産経営事業者が派遣労働者を雇用するときは、派遣労働者は、本法に規定する従業員の権利を享受し、本法に規定する従業員の義務を履行しなければならない。

#### 第四章 安全生産の監督管理

第59条 県級以上の地方各級人民政府は、当該行政区域内の安全生産状況に基づき、関連機関が職責分担に応じ、当該行政区域内において重大事故が容易に発生する生産経営事業者について、厳格な検査をするよう手配しなければならない。

安全生産監督管理機関は、分類化され、等級付けされた監督管理の要求に従い、安全生産年度監督検査計画を制定し、年度監督検査計画に従って監督・検査を行い、事故の潜在的発生要因を発見した場合には、遅滞なく処理しなければならない。

第60条 安全生産監督管理職責を負う機関は、関連する法律および法規の規定により、安全生産にかかわる事項について審査認可（認可、審査、許可、登録、認証および証書・許可証の発行等を含む。以下同じ。）、または検収する必要がある場合には、必ず関連する法律、法規および国家基準または業種基準の所定の安全生産条件あるいは手続きにより審査をしなければならない。関連する法律、法規および国家基準または業種基準の所定の安全生産条件に適合しない場合には、認可または検収し、合格させてはならない。法に基づき認可を取得しないか、検査に合格しない事業者が無断で関連活動に従事した場合、行政審査認可に責任を負う機関が、発見または通報を受けた後、ただちに取り締まり、なおかつ、法により処理しなければならない。既に法により認可を取得した事業者について、行政審査認可に責任を負う機関は、当該事業者が安全生産条件を具備しなくなったことを発見した場合、当初の認可を取り消さなければならない。

第61条 安全生産監督管理職責を負う機関は、安全生産にかかわる事項について審査または検査をする場合には、費用を徴収してはならない。審査または検査を受ける事業者に対し、当該機関が指定するブランド、または指定する生産もしくは販売事業者の

安全設備、機材、その他の製品を購入するよう要求してはならない。

第 62 条 安全生産監督管理機関および安全生産監督管理の職責を負うその他の機関は、法により安全生産行政の法執行業務を展開し、生産経営事業者が安全生産に関連する法律、法規および国家基準または業種基準を執行する状況について、監督検査をする場合には、次の各号に掲げる職権を行使する。

- (1)生産経営事業者に立ち入り検査を行い、関連資料を調査閲覧し、関連する事業者および人員から状況を把握する。
- (2)検査によって発見された安全生産違法行為について、その場で改善、または期間を設けて改善するよう要求する。法により行政処罰をすべき行為について、本法律またはその他の関連する法律、および行政法規の規定により行政処罰決定をする。
- (3)検査において発見された事故の潜在的発生要因について、ただちに排除するよう命じなければならない。重大事故の潜在的発生要因を排除する前か、排除過程において安全を保証するすべのない場合には、危険区域内から作業人員を撤退するよう命じ、暫定的に生産・営業を停止するか、施設および設備の使用を停止するよう命じなければならない。重大事故の潜在的発生要因を排除した後、審査を経て同意を得た場合に限り、生産経営および使用を回復することができる。
- (4)安全生産保障の国家基準または業種基準に適合しないと認められる施設、設備、機材、および違法に生産、貯蔵、使用、取り扱い、もしくは運輸された危険物について封印するか、差し押さえるものとし、危険物を違法に生産、貯蔵、使用、取り扱い、もしくは運輸する作業場所を差し押さえ、法により処理について決定をする。監督検査は、検査を受ける事業者の正常な生産経営活動に影響を及ぼしてはならない。

第 63 条 生産経営事業者は、安全生産監督管理職責を負う機関の監督検査人員（以下「安全生産監督検査人員」と総称する。）が法により監督検査職責を履行することについて、協力しなければならない、これを拒絶するか、妨害してはならない。

第 64 条 安全生産監督検査人員は、職務に忠実で、原則を堅持し、公に承認された標準による法律を執行しなければならない。

安全生産監督検査人員は、監督検査任務を執行する際に、必ず有効な監督法律執行証書を提示しなければならない。検査を受ける事業者の技術や業務の秘密にかかわるものについては、当該事業者のため秘密を保持しなければならない。

第 65 条 安全生産監督検査人員は、検査の時間、場所、内容、発見した問題、およびその処理状況について書面による記録を作成し、なおかつ、検査人員および検査を受ける事業者の責任者が署名しなければならない。検査を受ける事業者の責任者が署名を

拒絶した場合には、検査人員は、状況を記録して保存し、なおかつ、安全生産監督管理職責を負う機関に対し報告しなければならない。

第 66 条 安全生産監督管理職責を負う機関は、監督検査において相互に協力し、連合検査を実行しなければならない。それぞれ検査を行う必要が確実にある場合は、相互に状況を通知しなければならない。存在する安全問題を発見し、その他の関連機関が処理をすべき場合には、遅滞なくその他の関連機関に移送し、なおかつ、記録を形成して検査に備え、移送を受けた機関が遅滞なく行うべき処理をしなければならない。

第 67 条 安全生産監督管理の職責を負う機関は、法により、重大な事故の潜在的発生要因が存在する生産経営事業者に対して暫定的に生産・営業を停止するか、施設および設備の使用を停止する決定を下し、生産経営事業者は、法によりその決定を執行し、事故の潜在的発生要因を遅滞なく排除する。生産経営事業者がその決定の執行を拒否し、生産安全事故が発生する現実の危険があるときは、安全を保障することを前提として、本機関の主要責任者の同意を得て、安全生産監督管理の職責を負う機関は、関連事業者に電気供給や民用爆発物の供給を停止することを通知する等の措置を講じ、生産経営事業者に当該決定の履行を強制できる。通知は、書面形式で行わなければならない。関連事業者は協力しなければならない。

安全生産監督管理の職責を負う機関が前項の規定に従って、電力供給の停止措置を講じるときは、生産安全に危険が及ぶ緊急の問題が発生しない場合、24 時間前までに生産経営事業者に通知しなければならない。生産経営事業者が、法により行政決定の履行および事故の潜在的発生要因排除の相応の措置を講じたときは、安全生産監督管理の職責を負う機関は、遅滞なく前項の規定による措置を解除しなければならない。

第 68 条 監察機関は、行政監察法の規定により、安全生産監督管理職責に責任を負う機関、および当該業務人員による安全生産監督管理職責の履行について監察を実施する。

第 69 条 安全評価、認証、検査測定または検査を引き受ける機関は、国の定める資格条件を具備し、なおかつ、当該機関が行った安全評価、認証、検査測定または検査の結果について責任を負わなければならない。

第 70 条 安全生産監督管理職責を負う機関は、通報制度を確立し、通報電話、住所または電子メールアドレスを公開し、安全生産に関する通報を受理しなければならない。受理した通報事項については、調査確認を経た後に、書面による資料を形成しなければならない。改善措置を確認する必要がある場合には、関連責任者に報告し署名を経て、確認を督促する。

第 71 条 ickanan 事業者または個人も、事故の潜在的発生要因または生産違法行為について、安全生産監督管理職責を負う機関に対し報告するか、通報する権利を有する。

第 72 条 住民委員会または村民委員会は、当該所在区域内の生産経営事業者に事故の潜在的発生要因または生産違法行為があることを発見した場合には、当該地区の人民政府または関連機関に対し、報告しなければならない。

第 73 条 県級以上の各級人民政府および当該関連機関は、重大事故の潜在的発生要因を報告するか、生産違法行為を通報した功績のある者に対し、報奨を与える。具体的な報奨方法は、国务院の安全生産監督管理機関が国务院の財政機関と共同して制定する。

第 74 条 報道、出版、ラジオ、映画およびテレビ等の事業者は、安全な生産にかかる公益宣伝教育を行う義務を負い、安全生産の法律または法規に違反する行為について世論監督をする権利を有する。

第 75 条 安全生産監督管理の職責を負う機関は、安全生産違法行為のデータバンクを確立し、生産経営事業者の安全生産違法行為情報を事実どおり記録する。違法行為の情状が重い生産経営事業者について、これを社会に向けて公告し、業界所管機関、投資所管機関、国土資源所管機関、証券監督管理機関および関連金融機関に通報しなければならない。

## 第五章 生産安全事故の緊急対応救援および調査処理

第 76 条 国は、生産安全事故の緊急対応能力建設を強化し、重点業界および分野に緊急対応救援基地および緊急対応救援チームを確立し、生産経営事業者およびその他の社会の力によって、緊急対応救援チームが確立されることを奨励し、相応の緊急対応救援装備および物資を配備し、緊急対応救援の専門化の水準を高める。

国务院の安全生産監督管理機関は、全国統一の生産安全事故緊急対応救援情報システムを確立し、国务院の関連機関は関連業界および分野の生産安全事故緊急対応救援情報システムを確立する。

第 77 条 県級以上の地方各級人民政府は、関連機関が当該行政区域内の生産安全事故緊急対応救援プランを制定し、緊急対応救援体制を確立するよう組織しなければならない。

第 78 条 生産経営事業者は、当該事業者の生産安全事故緊急対応救援プランを制定し、所在地の県級以上の地方人民政府組織と、生産安全事故緊急対応救援プランとリンクさせ、定期的に訓練を組織しなければならない。

第 79 条 危険物の生産、経営および貯蔵事業者ならびに鉱山、金属精錬、都市軌道交通運営および建築施工事業者は、緊急対応救援組織を確立しなければならない。生産経営規模が比較的小さい事業者は、緊急対応救援組織を確立しなくてもよい。ただし、兼任の緊急対応救援人員を指定しなければならない。

危険物の生産、経営、貯蔵および運輸事業者ならびに鉱山、金属精錬、都市軌道交通運営および建築施工事業者は、必要な緊急対応救援機材、設備および物資を配備し、なおかつ、日常的にメンテナンスおよび整備をし、正常な運転を保証しなければならない。

第 80 条 生産経営事業者に事故が発生した後に、事故現場の関連人員は、ただちに当該事業者の責任者に報告しなければならない。

事業者の責任者は、事故報告を受領した後、速やかに有効な措置を講じ、緊急救援を手配し、事故の拡大を防止し、人員の傷害・死亡および財産の損失を減少させなければならない。なおかつ、国の関連規定に従い、ただちに当該地区の安全生産監督管理職責を負う機関に事実どおりに報告しなければならない。隠蔽して報告せず、虚偽報告するか、報告が遅延するか、あるいは故意に事故現場を破壊するか、関連証拠を破壊してはならない。

第 81 条 安全生産監督管理職責を負う機関は、事故報告を受けた後、ただちに国の関連規定に従い、事故状況を上に報告しなければならない。安全生産監督管理職責を負う機関および関連地方人民政府は、事故状況について隠蔽して報告せず、虚偽報告する、または報告を遅延してはならない。

第 82 条 関連地方人民政府および安全生産監督管理職責を負う機関の責任者は、生産安全事故報告を受けた後、生産安全事故緊急対応救援プランの要求に従って、ただちに事故現場に赴き、事故緊急救援を手配しなければならない。

事故の緊急対応作業に参加する機関および事業者は、統一の指揮に従い、共同しての活動を強化し、有効的な緊急対応救援措置を講じ、事故救援の需要に基づいて警戒または避難等の措置を講じ、事故拡大および二次災害の発生を防ぎ、人員の生命、身体および財産の損失を減らさなければならない。

事故の緊急対応の過程において、必要な措置を講じ、環境への危害を避け、または減らさなければならない。

いかなる事業者および個人も、事故緊急救援を支持、協力し、なおかつ、一切の便宜条件をも提供しなければならない。

第 83 条 事故調査処理については、科学的に厳密で、法令に従い、事実に基づいて真実を求め、実際の効果を重視するという原則に従い、遅滞なく、なおかつ、正確に事故原因を究明し、事故の性質および責任を調査して明らかにし、事故の教訓を総括し、改善措置を提出し、なおかつ、事故責任者について処理意見を提出しなければならない。事故調査報告は、これを法により遅滞なく社会に公布しなければならない。事故調査および処理の具体的方法は、国务院により制定される。

事故発生事業者は、改善措置を遅滞なく全面的に実施しなければならない。安全生産監督管理の職責を負う機関は、監督検査を強化しなければならない。

第 84 条 生産経営事業者に事故が発生し、調査を経て責任事故である旨が確定された場合には、事故事業者の責任を究明し、なおかつ、法により追及するべきであるほか、さらに安全生産の関連事項について審査認可および監督職責を負う行政機関の責任を究明し、職務失当または汚職行為のあるものについて、本法律第 87 条の規定により法律責任を追及しなければならない。

第 85 条 いかなる事業者および個人も、事故に対する法による調査処理を妨害する、またはこれに干渉してはならない。

第 86 条 県級以上の地方各級人民政府の安全生産監督管理機関は、定期的に当該行政区域内における事故発生状況を統計分析し、なおかつ、定期的に社会に対し公布しなければならない。

## 第六章 法律責任

第 87 条 安全生産監督管理職責を負う機関の業務人員が、次の各号に掲げる事由の一つでも該当する場合には、降格または職務取消しの処分をする。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

- (1) 法定の安全生産条件に適合しない安全生産にかかわる事項について、認可する、または検収し合格させた場合。
- (2) 法どおりに認可を取得していない、または検収に合格していない事業者が無断で関連活動に従事したことを発見する、または通報を受けた後に取り締まらない、もしくは法に基づいて処理しない場合。

- (3)既に法により認可を取得した事業者に対し監督管理職責を履行せず、当該事業者が安全生産条件を具備しなくなったことを発見したにもかかわらず、認可を取り消さない、または安全生産違法行為を発見したにもかかわらず調査処理しない場合。
- (4)監督検査において、重大な事故の潜在的発生要因を発見した場合に、法に従って遅滞なく処理をしない場合。

安全生産監督管理の職責を負う機関の業務人員は、前項に規定する以外の職権乱用、職務怠慢および私情による不正行為を行ったときは、法に従って処分される。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 88 条 安全生産監督管理職責を負う機関が、審査または検収を受ける事業者に対し、当該機関の指定する安全設備、機材、その他の製品を購入するよう指示した場合、もしくは事故に対する審査検収において費用を収受した場合には、当該上級機関または監察機関には是正および収受した費用を返還するよう命ずる。情状が重い場合には、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、法に基づいて処分する。

第 89 条 安全評価、認証、検査測定および検査業務を引き受ける機関が、虚偽証明を発行したときは、違法所得を没収する。違法所得が 10 万中国元（以下、「元」）以上である場合には、違法所得の 2 倍以上 5 倍以下の罰金を併科し、違法所得がないか、違法所得が 10 万元未満である場合には、10 万元以上 20 万元以下の罰金を単科するか、併科し、その直接的な責任を負う所管者、およびその他の直接責任者に対しては、2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。他人に損害をもたらした場合には、生産経営事業者と連帯賠償責任を負う。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

前項の違法行為のある機関については、その相応する業務資格を取り消す。

第 90 条 生産経営事業者の政策決定機関もしくは主要責任者、または個人経営の投資家が、本法律の規定どおりに安全生産に必要な資金投入を保証しないことにより、生産経営事業者が安全生産条件を具備しない場合には、期間を設けて改善し、必要な資金を提供するよう命ずる。期間を過ぎても改善しない場合には、生産経営事業者に対し生産・営業を停止し改善するよう命ずる。

前項の違法行為があることで、事故の発生をもたらしたときは、生産経営事業者の主要責任者に対して、職務取り消しの処分を行い、個人経営の投資家に対しては 2 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 91 条 生産経営事業者の主要責任者が、本法律に定められた安全生産管理職責を履行しない場合には、期間を設けて改善するよう命ずる。期間を過ぎても改善しない場合には、2 万元以上 5 万元以下の罰金を科し、生産経営事業者に対し生産・営業を停止し改善するよう命ずる。

生産経営事業者の主要責任者に前項の違法行為があることにより、事故の発生をもたらした場合、職務取り消しの処分をする。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

生産経営事業者の主要責任者が、前項の規定により刑事処罰または職務取消処分を受けた場合には、刑罰の執行が完了したか、処分を受けた日から 5 年以内は、いかなる生産経営事業者の主要責任者も担任してはならない。重大または特別重大生産安全事故に対して責任を負う場合、当該業界において生産経営事業者の主要責任者として終身、担当してはならない。

第 92 条 生産経営事業者の主要責任者が、本法の規定する安全生産管理職責を履行せず、生産安全事故の発生をもたらしたときは、安全生産監督管理機関は以下の規定に従って罰金を科す。

- (1)一般事故が発生した場合、前年の年収の 30%の罰金を科す。
- (2)大事故が発生した場合、前年の年収の 40%の罰金を科す。
- (3)重大事故が発生した場合、前年の年収の 60%の罰金を科す。
- (4)特別重大事故が発生した場合、前年の年収の 80%の罰金を科す。

第 93 条 生産経営事業者の安全生産管理人員が、本法の規定する安全生産管理職責を履行しないときは、期間を設けて改善を命令する。生産安全事故の発生をもたらしたときは、安全生産関連の資格を一時的に無効または抹消とする。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 94 条 生産経営事業者が次の各号に掲げる事由の一つでも該当する場合には、期間を設けて改善するよう命じ、5 万元以下の罰金を科すことができる。期間を過ぎても改善しない場合には、生産・営業を停止し改善するよう命ずるものとし、5 万元以上 10 万元以下の罰金を併科することができ、直接的な責任を負う所管者およびその他の直接責任者に対し、1 万元以上 2 万元以下の罰金を科すことができる。

- (1)規定どおりに安全生産管理機関を設立しないか、安全生産管理人員を配備しない場合。
- (2)危険物の生産、経営もしくは貯蔵事業者または鉱山、金属精錬、建築施工、もしくは道路運輸事業者の主要責任者、または安全生産管理人員が、規定どおりに審査

を経て合格していない場合。

- (3)規定どおりに従業員、派遣労働者およびインターンに対し、安全生産教育および養成訓練をしない、または規定どおりに関連する安全生産事項を事実どおりに告知しない場合。
- (4)事実どおり安全生産教育および養成訓練の状況を記録しない場合。
- (5)事故の潜在的発生要因の検査処理状況を事実どおり記録しないか、または従業員に通報しない場合。
- (6)規定どおりに生産安全事故緊急対応救援プランを制定しないか、または定期的に訓練を組織しない場合。
- (7)特殊作業人員が規定どおりに専門的安全作業養成訓練を経ないか、相応の資格を取得しないで職位につき作業をした場合。

第 95 条 生産経営事業者が次の各号に掲げる事由の一つでも該当する場合には、建設を停止するか、生産・営業を停止し期間を設けて改善するよう命ずる。期間を過ぎても改善しない場合には、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科し、直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者は、2 万元以上 5 万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

- (1)鉱山、金属精錬建設プロジェクトまたは危険物の生産、貯蔵もしくは積み下ろしに用いる建設プロジェクトについて規定どおりに安全評価を行っていない場合。
- (2)鉱山、金属精錬建設プロジェクトまたは危険物の生産、貯蔵もしくは積み下ろしに用いる建設プロジェクトに安全施設設計がない、または安全施設設計について規定どおりに審査の同意を得るため関連機関に報告していない場合。
- (3)鉱山、金属精錬建設プロジェクトまたは危険物の生産、貯蔵もしくは、積み下ろしに用いる建設プロジェクトの施工事業者が、認可された安全施設設計どおりに施工していない場合。
- (4)鉱山、金属精錬建設プロジェクトまたは危険物の生産、もしくは貯蔵に用いる建設プロジェクトが竣工し、生産または使用が行われる前に、安全施設について検収により合格していない場合。

第 96 条 生産経営事業者が次の各号に掲げる事由の一つでも該当する場合には、期間を設けて改善するよう命じ、5 万元以下の罰金を科する。期間を過ぎても改善しない場合には、5 万元以上 20 万元以下の罰金を科し、直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に対し、1 万元以上 2 万元以下の罰金を科す。情状が重いものは、生産・営業を停止し改善するよう命じる。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

- (1)比較的大きな危険要素のある生産経営場所、または関連する施設もしくは設備上

- に目立つ安全警告表示標識を設置していない場合。
- (2)安全設備の据付け、使用、検査測定、改造および廃棄が国家基準または業種基準に適合していない場合。
  - (3)安全設備について日常的なメンテナンス、整備または定期的な検査測定をしていない場合。
  - (4)従業員のための、国家基準または業種基準に適合する労働防護用品を提供していない場合。
  - (5)危険物の容器もしくは運送手段、または人身の安全を脅かし危険性の高い海洋石油採掘もしくは鉱山坑道の特殊設備において、専門業務資格を取得した機関の検査測定・検査合格を経ずに、安全使用証または安全標識を取得しないまま使用した場合。
  - (6)淘汰された生産安全に危害を及ぼすプロセスまたは設備を使用した場合。

第 97 条 法に基づいて認可を得ず、危険物を無断で生産、経営、運輸、貯蔵または使用するか、または危険物を処理した、もしくは放棄した場合には、危険物に関する安全管理の法律、行政法規の規定に従って、処罰を行う。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 98 条 生産経営事業者が次の各号に掲げる事由の一つでも該当する場合には、期間を設けて改善するよう命じ、10 万元以下の罰金を科すことができる。期間を過ぎても改善しない場合には、生産・営業を停止し改善するよう命じ、10 万元以上 20 万元以下の罰金を併科する。直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に 2 万元以上 5 万元以下の罰金を科する。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

- (1) 危険物を生産、経営、運輸、貯蔵もしくは使用するか、または危険物を処理し廃棄するのに、専門安全管理制度を確立せず、信頼可能な安全措置を講じない、または関連主管機関が法により実施する監督管理を受け入れない場合。
- (2) 重大な危険源について登記しない、またはファイルを作成せず、評価もしくはモニタリングをせず、緊急対応プランを制定しない場合。
- (3) 爆破、吊り上げおよび国务院の安全生産監督管理機関が、国务院の関連機関と共同で規定するその他の危険作業をするのに、専門管理人員が現場安全管理を行うよう手配しない場合。
- (4) 事故の潜在的発生要因の検査処理制度を確立していない場合。

第 99 条 生産経営事業者が、事故の潜在的発生要因の排除のために措置を講じていない場合、即刻の排除または期間を限って排除することを命令する。生産経営事業者が

命令を執行しない場合、生産・営業を停止し改善するよう命じ、10万元以上50万元以下の罰金を併科する。直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に、2万元以上5万元以下の罰金を科する。

第100条 生産経営事業者が、生産経営プロジェクトまたは場所もしくは設備を、安全生産条件またはそれに相応する資格を具備しない事業者または個人に請け負わせるか、賃貸した場合には、期間を設けて改善するよう命じ、違法所得を没収する。違法所得が10万元以上である場合には、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金を併科する。違法所得がないか、違法所得が10万元未満である場合には、10万元以上20万元以下の罰金を単科するか、併科する。直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に1万元以上2万元以下の罰金を科する。事故を引き起こし他人に損害をもたらした場合には、請負人または賃借人と共に連帯賠償責任を負う。

生産経営事業者が請負事業者もしくは賃借事業者と専門的安全生産管理合意を締結せず、請負契約もしくは賃貸契約において、各自の安全生産管理職責を明確化しないか、請負事業者もしくは賃借事業者の安全生産について統一して手配しないか、管理しない場合には、期間を設けて改善するよう命じ、5万元以下の罰金を科すことができ、直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に1万元以下の罰金を科する。期間を過ぎても改善しない場合には、生産・営業を停止し改善するよう命ずる。

第101条 二つ以上の生産経営事業者が、同一の作業区域内において相手方の安全生産に危害を及ぼす恐れのある生産経営活動をする際、安全生産管理合意を締結しないか、安全検査および調整をする専任安全生産管理人員を指定しない場合は、期間を設けて改善するよう命じ、5万元以下の罰金を科すことができ、直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に、1万元以下の罰金を科する。期間を過ぎても改善しない場合には、生産・営業を停止するよう命ずる。

第102条 生産経営事業者が、次の各号に掲げる事由の一つでも該当する場合には、期間を設けて改善するよう命じ、5万元以下の罰金を科すことができ、直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に、1万元以下の罰金を科する。期間を過ぎても改善しない場合には、生産・営業を停止し改善するよう命ずる。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

- (1) 危険物を生産、経営、貯蔵、または使用する工場現場、商店または倉庫が従業員宿舎と同一の建物内にあるか、従業員宿舎との距離が安全性の要求に適合しない場合。
- (2) 生産経営場所および従業員宿舎には、緊急分散離脱要求に適合した目立つ標識、円滑な通行を保持する出口を設置していない、または生産経営場所もしくは従業員

宿舍の出口を封鎖または塞いでいる場合。

第 103 条 生産経営事業者が従業員と合意を締結し、当該事業者が従業員の事故による障害・死亡につき法により負うべき責任を免除するか、軽減した場合には、当該合意は、無効とする。生産経営事業者の主要責任者または個人経営の投資家に対しては、2 万元以上 10 万元以下の罰金を科す。

第 104 条 生産経営事業者の従業員が管理に従わず、安全生産規則制度または操作规程に違反した場合には、生産経営事業者は批判教育を与え、関連する規則制度により処分する。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 105 条 本法の規定に違反して、生産経営事業者が安全生産監督管理の職責を負う機関の法による監督検査の実施を拒絶し、阻害する場合、改善を命じる。改善を拒絶する場合、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科す。直接的に責任を負う所管者およびその他直接責任者に 1 万元以上 2 万元以下の罰金を科する。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 106 条 生産経営事業者の主要責任者が当該事業者にて事故が発生した際に、直ちに緊急救助を手配しないか、事故調査処理期間において無断で職務を離脱し、もしくは逃走した場合には、降格または職務取消しの処分をし、かつ、安全生産監督管理機関より前年度の年収の 60～100%の罰金を科す。逃走した者に対しては 15 日以下の拘留処分とする。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。生産経営事業者の主要責任者が事故について隠蔽して報告せず、虚偽報告するか、あるいは報告が遅延する場合には、前項の規定により処罰する。

第 107 条 関連地方人民政府または安全生産監督管理職責に責任を負う機関が、事故について隠蔽して報告せず、虚偽報告する、または報告が遅延する場合には、直接責任を負う主管者およびその他の直接責任者に対して、法により処分をする。犯罪を構成する場合には、刑法の関連規定により刑事責任を追及する。

第 108 条 生産経営事業者が本法律その他の関連する法律、行政法規または国家基準もしくは業種基準所定の安全生産条件を具備せず、生産・営業停止改善を経てもなお安全生産条件を具備しない場合には、これを閉鎖する。関連機関は、法によりその関連証書・許可証を取り消さなければならない。

第 109 条 生産安全事故が発生し、責任を負う生産経営事業者には、その法によって賠償責任の負担を要求されるだけでなく、安全生産監督管理機関により以下の規定に従って罰金が科せられる。

- (1)一般事故が発生した場合、20 万元以上 50 万元以下の罰金を科す。
- (2)大事故が発生した場合、50 万元以上 100 万元以下の罰金を科す。
- (3)重大事故が発生した場合、100 万元以上 500 万元以下の罰金を科す。
- (4)特別重大事故が発生した場合、500 万元以上 1,000 万元以下の罰金を科す。情状が特に重い場合、1,000 万元以上 2,000 万元以下の罰金を科す。

第 110 条 本法律に定められた行政処罰は、安全生産監督管理機関および安全生産監督管理の職責を負うその他の機関が分担して決定する。閉鎖の行政処罰は、安全生産監督管理に責任を負う機関が県級以上の人民政府に対し、国務院所定の権限に従い決定するよう報告提起する。拘留の行政処罰は、公安機関が治安管理処罰法の規定により決定する。

第 111 条 生産経営事業者は、事故が発生し人員の障害・死亡または他人の財産に損害をもたらした場合には、法により賠償責任を負わなければならない。責任を拒絶するか、当該責任者が逃走した場合には、裁判所が法により強制執行する。

事故の責任者が、法に従って賠償責任を負えず、裁判所が法により執行措置を講じた後に被害者に対し満額賠償を与えることのできない場合には、賠償義務の履行を継続しなければならない。被害者は、責任者にその他の財産があることを発見した場合には、随時裁判所に対し執行を請求することができる。

## 第七章 付則

第 112 条 本法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「危険物」とは、可燃爆発物、危険化学品および放射性物品等の人身の安全および財産の安全に危害を及ぼす物品を指す。

「重大危険源」とは、長期、または臨時に危険物を生産、運送、使用または貯蔵し、なおかつ、危険物の数量が臨界量以上であるユニット(場所および施設を含む)を指す。

第 113 条 本法に規定する生産安全一般事故、大事故、重大事故、特別重大事故の区別の基準は国務院が規定する。

国务院の安全生産監督管理機関と安全生産監督管理の職責を負うその他の機関は、各自の職責分担に基づいて、関連業界および分野の重大事故の潜在的発生要因の判定基準を制定する。

第 114 条 本法律は、2002 年 11 月 1 日より施行される。